

福岡市地域療育を考える会  
**第26回 総会**



◆日程◆

2020年

**10月28日(水)**

◆場所◆

**あいあいセンター**

福岡市中央区長浜1丁目2-8

**7階 大研究室**

絵:めばえ学園 H16 年度  
卒園の S 君ママの作品

— 11:00 開 会  
— 12:00 閉 会

会員各位

福岡市地域療育を考える会 事務局

平素より当会の活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

例年より4カ月ほど遅れましたが、今年度総会を開催することとなりました。今回は、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために半減されている会場収容人数の上限に合わせ、出席者を限定させていただき、また、内容を簡略化させていただきます。

つきましては、会員の皆様へ事前に総会資料を配布いたしますので、各議案につきご意見ご質問等ございましたら、総会期日の1週間前(10月21日(水))までに、各園代表者等を通じて事務局までお寄せください。総会当日、各議案につき、出席会員にご承認をお願いする予定です。

お手数をおかけいたしますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以下、各議案の補足説明となります。

## P2. 福岡市地域療育を考える会 会則(案)について (主な変更点)

- ① 総会・事務局・代表者会の役割及び権限を明確にし、総会及び事務局会議については決議要件を新設、また、事務局メンバーの任期についても新たに決めました(第7条乃至第11条)。
- ② 来年度以降も、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、総会開催が困難な場合があることを想定し、第9条「書面総会」の規定を新設、会員が各自書面を提出する方法による総会開催を可能としました。
- ③ 会計に関し、会則には会費等大まかな規定のみを置き、細かな運用ルールについては、新たに会計規則を作成し、まとめて規定することとしました。

## P3. 福岡市地域療育を考える会 会計規則(案)について

これまで会計に関する細かな運用ルールが明文化されていなかったため、各園代表者から度々問い合わせをいただいていた内容につき、今般事務局会議において改めて検討し、規則としてまとめました。

## P4. 2019年度決算報告書及び2020年度予算案について

資料該当ページをご確認ください。詳細につきましては、総会当日、担当者よりご説明いたします。

## P5. 2019年度活動報告について

資料該当ページに記載のとおりです。

## P6. 2020年度活動方針(案)について

資料該当ページに記載のとおりです。

## P7. 2020年度役員案について

資料該当ページに記載のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

## 福岡市地域療育を考える会 会則（案）

- 第1条 名称**  
当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。
- 第2条 会の所在地**  
本会は、会長宅をその所在地とする。
- 第3条 目的**  
障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。
- 第4条 会員**  
本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。
- 第5条 事業**  
本会は、次の事業を行う。  
1) 学習会及び講演会  
2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 会議**  
本会は、必要に応じ、次の会議を行う。  
1) 総会 2) 事務局会議 3) 代表者会議
- 第7条 総会**  
次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。  
1) 予算に関する事項  
2) 本会の会則変更に関する事項  
3) 上記以外の重要事項
- 第8条 決議の方法**  
前条の総会決議は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 第9条 書面総会**  
総会を開催することが困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議によることができる。
- 第10条 事務局**  
1) 本会運営に必要な業務を行うため、事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。  
2) 事務局には、次のとおり役員を置く。  
会長、副会長及び会計を各若干名  
3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。  
4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。  
5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。
- 第11条 代表者会**  
各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。  
1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。  
2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。  
3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。  
4) 代表者会は、事務局が統括する。
- 第12条 顧問**  
本会の業務執行につき、必要がある場合には、顧問を置くことができる。
- 第13条 会計**  
1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。  
2) 本会の会費は、年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については、1名につき金400円とする。  
3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。  
5) 本会の会計処理については、前各項のほか、別途定める本会会計規則に従うものとする。

### 附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定のもの2020年10月28日より実施される。

## 福岡市地域療育を考える会 会計規則（案）

### 第1条 会費

福岡市地域療育を考える会（以下、「本会」という。）の運営費として、次のとおり会費を徴収する。

- ① 年会費として、金400円を徴収する。
- ② 療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに徴収する。
- ③ 個人会員については、1名につき金400円とする。
- ④ 本会への入会日が3月に属する場合には、会費は徴収しない。
- ⑤ 年度途中での退会については、会費の月割り返金は行わない。
- ⑥ 療育施設・団体の保護者会員の会費については、総会終了後最初に行われる代表者会議において徴収するものとする。

### 第2条 託児料

本会の託児サービスを利用した場合、次のとおり託児料を徴収する。

- ① 代表者会議                      子ども1名につき金200円
- ② 総会・学習会・講演会        子ども1名につき金500円

### 第3条 事務局手当

1. 事務局メンバーの活動費を、次のとおり支給する。

- ① 会長                              1名につき金5,000円
- ② 会長以外の事務局メンバー    所属する療育施設ごとに金3,000円

2. 事務局メンバーが任期途中で退任した場合、前項の活動費については、月割計算により支給するものとする。

### 第4条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第5条 監査

毎年4月に会計監査を行うものとし、原則として前年度会計担当者がこれに当たる。

### 第6条 帳簿等保存期間

本会会計に関する帳簿等資料の保存期間は3年とする。

附則 本会計規則は、令和2年10月28日より施行する。

# 2019年度 活動報告

2019年度は、以下の取り組みました。

1. めばえ学園の指定管理者選定における公募撤回を求める活動（2019年5月～8月）
  - 公募撤回を求め、所属する各園にて署名活動を実施しました。
  - めばえ学園保護者・請願紹介議員の方々（後記参照）・他の活動協力団体会員・療考会会員参加のもと、定期的に意見交換会や勉強会を開催しました。
  - 2019年8月15日、めばえ学園保護者による高島市長への陳情書提出の場に、会長他事務局メンバーが同席しました。
  - 2019年6月20日、めばえ学園保護者により福岡市に提出された請願「めばえ学園の指定管理者選定における公募撤回について」につき、2019年8月19日に行われた請願審査の場に、応援傍聴という形で多くの会員が参加しました。結果、当請願は継続審査となりました。  
2019年9月、福岡市より、めばえ学園の現在の指定管理者である福岡市社会福祉事業団が引き続き指定管理者として選定されました。  
上記の各活動が、「めばえ学園の指定管理者に変更なし。」という成果につながりました。
2. 学習会開催（2019年10月23日 あいあいセンターにて）

テーマ『放課後等デイサービス 子供にあった事業所選びとは』  
講師【東区エリア】放課後等デイサービス あさひ・あさひ2号館  
相談支援事業所 スマイル  
【博多区エリア】ひだまりのおうち(医療的ケア児受け入れ事業所)  
【西区エリア】放課後等デイサービス 療育支援エフ  
【早良区エリア】放課後等デイサービス プレミアム

当日は約130名の会員の参加があり、質疑応答や個別相談なども活発に行われ、本テーマに関する会員の関心の高さが改めて感じられました。
3. 講演会開催（2020年1月15日 ふくふくプラザ1Fふくふくホールにて）

テーマ『息子よ。そのまま、いい。』  
～ 障害のある息子と歩んだ21年 父として、ジャーナリストとして ～  
講師 RKB毎日放送 報道局次長兼東京報道制作部長 神戸金史氏  
当日は約100名の会員の参加があり、とても反響の大きな講演会となりました。  
講師著書『障害を持つ息子へ ～息子よ。そのまま、いい。～』の会場販売を行いました。
4. ホームページの充実化  
写真により掲載していた機関紙『福岡市地域療育を考える会ニュース』につき、バックナンバーを含めすべてPDFファイルによる掲載に切り替え、より読みやすく改善しました。学習会や講演会の様子などをより詳しく分かりやすく伝えられるよう、内容の充実化をはかりました。
5. 南部療育センター設立に向けての活動  
2019年9月、あゆみ学園を訪問し、老朽化の現状把握のため視察した後、再度市議を訪問し、今年度の政策要求に加えていただくよう依頼し、定期的に福岡市子ども未来局に対し、南部療育センター設立についての進捗状況を確認しました。  
2020年3月、福岡市により「福岡市南部地域療育環境整備基本構想(案)」が発表され、その中で、「令和2年度(2020年度)以降は、できるだけ早期の南部療育センター(仮称)開設に向けて(中略)検討を進めていく。」とされました。昨年度から当会が福岡市に訴え続けてきた要望に対し、大きな第一歩が踏み出されました。
6. 日中一時支援事業に関する要望書作成  
2018年度に実施した会員アンケート集計結果及び2019年度に実施した代表者会議グループディスカッションにおいて集めた会員の声をもとに、福岡市に対し、日中一時支援事業の改善を求める要望書を作成しました。福岡市からの回答を得るところまで至りませんでしたので、2020年度事務局の皆さまに本活動を引き継いでいただきます。

みなさまのご協力に、心より感謝申し上げます。

## 2020年度 活動方針(案)

2020年度は、次の方針に基づき、活動を進めていきます。

1. 福岡市が早期開設を目指している南部療育センターについて、会員から広く意見を募り、通園する子どもたちにとってより良い療育環境が構築されるよう積極的に提案していきます。
2. 医療的ケア児・肢体不自由児を取り巻く療育環境の向上及び新たな環境(制度)について、引き続き検討します。(但し、新型コロナウイルス感染症防止対策上、適宜方法を模索しながら進めていきたいと思えます。)
3. 日中一時支援事業について、会員のニーズを取りまとめた要望書を提出し、それに対する福岡市からの回答をもとに、支援を必要としている家庭の子どもたちの受け入れ施設、受け入れ枠の拡大を目指します。
4. 2020年度は、オンライン会議等を採用し、また、機関紙療考会ニュース及びホームページ等のツールを有効に活用しながら、当会の活動に関する情報発信の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より活動が制限されることが予想されますが、新たな方法等を模索検討しながら、活動をつないでいきたいと考えています。

会員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。